

## 〔 〕 消 防 計 画

\* この計画は、消防法令に基づき、\_\_\_\_\_（以下「当事業所」という。）で守らなければならないことを定めたものです。

\* この計画は、当事業所の従業員や来訪者などすべての人が守るものです。

\* 消防法第8条の2により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合  
『\* 当事業所が管理する権原の範囲は（\_\_\_\_\_）です。』を加える。

\* \_\_\_\_\_は、管理権原者として、当事業所の安全確保についてすべての責任を有するとともに、次のことを行います。

- 1 防火管理者の選任及び解任と消防署長への届出
- 2 その他防火管理に関し必要とされること

\* 防火管理者（\_\_\_\_\_）は、この計画の実施にあたりすべての権限を有します。

### 日ごろから注意すること

#### 業 務 内 容 <担当者等>

##### 1 日常の点検

始業前（開店前）の点検 <日直当番者>

- ア 電気やガス器具などを点検する。
- イ 燃えやすい物などの保管の安全を確認する。
- ウ 消火器や誘導灯などの状態を確かめる。
- エ 災害が起きたときの避難経路の障害となる物品を取り除く。

従業員中の注意事項 <全員>

- ア ガス器具や暖房器具などは、正しい使用法を守る。
- イ 火を取り扱う場所や灯油置場などは、整理整頓し、最後に使用した者が安全を確認する。
- ウ 喫煙場所以外での禁煙を守る。

終業後（閉店後）の点検 <最終退出者>

- ア 電気器具やガス器具、暖房器具などの停止や消火を確かめる。
- イ 吸殻などの残火処理を行う。
- ウ 出入口など、必要な場所に鍵をかける。

##### 2 施設管理 <防火管理者>

通路や階段、防火戸の付近に、避難又は閉鎖の支障となる物品を置かない。  
戸棚や火を使用する器具などは、転倒したり落下したりしないよう固定する。

##### 3 放火防止対策 <全員>

建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しない。  
倉庫、車庫等人目の届かない場所は、施錠する。

##### 4 定期点検 <防火管理者及び委託業者>

防火管理者は、消防用設備等をいつでも使用できるよう定期的に点検・検査をする。  
消防用設備等の点検結果を記録し保存するとともに、消防署長に届け出る。

\* 消防法第8条の2の2により、防火対象物点検資格者による防火対象物点検報告を要する事業所またはテナント等の場合

『 防火対象物点検資格者による点検を1年に1回行い、消防署長に届け出る。』を加える。

##### 5 改装等の工事 <防火管理者、工事施工者>

防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事施工者に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示をする。

工事施工者に対しては、工事中の火災予防担当責任者を定めて、防火管理者に報告させる。

溶接など火を使う作業をするときは、防災性能のある工事用シートなどで区画し、周りに消火器など消火用具を準備させる。

危険物、高圧ガスなどの持込みや火を使う作業については、その都度、防火管理者の承認を受けさせ、その数量、品名、管理方法や火の使用場所と時間などを明らかにする。

## 6 震災予防措置 <防火管理者>

防火管理者は、地震時の災害を予防するために、次の措置を行う。

看板、窓枠、外壁等の倒壊・転倒・落下防止

ロッカーや書棚などの転倒及び収容物の落下防止

火気使用設備・器具等からの出火防止措置

危険物等の流出、漏洩防止措置

- \* 南海トラフ地震に係る防災対策を講ずる必要のある区域に該当する場合
- (1) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、次により津波からの円滑な避難の確保を行う。
    - ア 南海トラフ地震に伴う津波警報が発表された際の避難場所は（ ）とし、隊長が緊急性があると判断した場合、敷地内に耐震性のある建物が存する場合（自社ビルの場合は、避難した人が3階以上の階において集合できる階の平面図【別図1】のとおりとする。）は、当該建物の3階以上の階への避難を優先する。ただしその地域に予想される津波の高さや建物の耐浪性等を考慮すること。
    - イ 避難場所までの避難経路は、付近見取図等（避難場所までの経路が分かる地図【別図2】）のとおりとする。
  - (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
  - (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
  - (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、自衛消防組織は、管理権原者の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。
  - (5) 次の防災訓練を年1回以上実施することとし、必要に応じて自衛消防訓練と併せて実施する。また、消防機関、又は防災関係機関が行う訓練には積極的に参加する。
    - ア 情報収集・伝達に関する訓練
    - イ 津波からの避難に関する訓練
    - ウ その他前項目を統合した総合防災訓練
  - (6) 防火管理者等が従業員等に対して行う教育は次により、別に定める防災教育と併せて実施する。
    - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
    - イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
    - ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
    - エ 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に具体的に取るべき行動及び従業員等が果たすべき役割
    - オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
    - カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
  - (7) 防火管理者等が顧客等に対して事前に行う必要な広報を次により実施する。
    - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
    - イ 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合の出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき

行動に関する知識

- ウ 正確な情報入手の方法
- エ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- オ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊箇所等に関する知識
- カ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

7 その他 <管理権原者及び防火管理者>

災害が起きたときの通報要領（別記）を掲示

消防署への届出や報告

ア 消防用設備等の点検結果報告（ 年に1回）

- \* 消防法第8条の2の2により、防火対象物点検資格者による防火対象物点検報告を要する事業所またはテナント等の場合

『イ 防火対象物点検報告（1年に1回）』を加え、イ以下を各々繰り下げる。

イ 防火管理者の選任、解任届（その都度）

ウ 通報、消火及び避難等の訓練実施についての連絡（事前及び終了後）

エ その他、防火管理上必要な事項

「防火管理維持台帳」（別表1）を作成し、防火管理に関する届出、報告書類を本計画と一括して保管

8 教育 <防火管理者・その他>

当事業所で守るべきことや災害時の活動要領などについて、従業員に対し採用時を含め定期的に教育を行うほか、目につきやすい場所に掲出する。

9 訓練 <防火管理者・その他>

通報、消火、避難、区画の閉鎖等の消防訓練を 月と 月に行う。

- \* 消防法第8条の2により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合

『10 統括防火管理

防火管理者は全体の消防計画に定める業務を行い、又は行ったときは、統括防火管理者に連絡又は報告する。

火災等の災害が発生したときは、全体の消防計画に基づき、他のテナント等の自衛消防隊と協力して自衛消防活動を行う。

防火管理者は、従業員を建物全体で実施する訓練に参加させる。』を加える。

- \* 消防法施行規則第3条第2項に該当する事業所又はテナント等の場合

『11 防火管理業務委託

日常の守るべきことや災害が起きたときの消防活動の一部を、「防火管理業務委託状況表」（別表2）のとおり委託する。』を加える。

## 災害が起きたときの活動（単独事業所用）

### 火災が起きたとき

役 割	担 当	活 動 内 容
指 揮	社（所）長 店 長 防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指揮、命令と従業員の安全管理</li> <li>・ 119番通報の確認</li> <li>・ 避難完了確認</li> <li>・ 消防隊到着時の誘導と情報提供</li> </ul>
通報連絡	火災発見者 通報連絡係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声又は非常ベルで、火災の発生を知らせる。</li> <li>・ 119番へ通報する。（別記）</li> </ul>
避難誘導	避難誘導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災の発生を大声で知らせ、安全な方向へ誘導する。</li> <li>・ 避難状況（避難完了、逃げ遅れ等）を指揮者に報告する。</li> </ul>
消 火	火災発見者 消火係等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手近な消火器を火点に集める。</li> <li>・ 消火器、水バケツなどで消火する。</li> </ul>

### 地震が発生したとき

地震時の活動は、前記の活動内容によるほか、次のことに注意する。

- ア 指揮担当は建物内外の状況を把握し、必要な情報を全員に周知徹底させるとともに、混乱を防止するために建物内にいる者に適切な指示を行う。
- イ 避難に当たっては、身の安全を確保した後、安全な場所へ避難させる。
- ウ 広域避難場所へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について周知する。
- エ 地震発生時の初動活動に余力がある場合は、人員、防災資器材等を活用して近隣の消火活動、人命救助活動等を行い、地域住民と協力して地域の安全確保に努める。
- オ ドアを開ける。
- カ 携帯ラジオなどにより防災機関からの情報を収集する。
- キ 避難経路に倒れた物や落下物を取り除く。
- ク 負傷者を救護する。
- ケ 火を使用している器具などの使用を停止する。  
各自の任務分担は、別途、口達又は掲示により知らせる。

### 附 則

この計画は、            年    月    日から実施する。

## 災害が起きたときの活動（テナント用）

### 火災が起きたとき

1	他のテナントで火災が発生したとき		活動内容は、ビル全体の消防計画で定められた「テナント」ごとに指定された内容を行う。
2 自テナントで火災が発生したとき	役割	担当	活動内容
	指揮	社（所）長 店 長 防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指揮、命令と従業員の安全管理</li> <li>・119番と（ ）への通報の確認</li> <li>・避難完了確認</li> <li>・消防隊到着時の誘導と情報提供</li> </ul>
	通報連絡	火災発見者 通報連絡係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声又は非常ベルで、火災の発生を知らせる。</li> <li>・（ ）へ通報する。</li> <li>・119番へ通報する。（別記）</li> </ul>
	避難誘導	避難誘導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の発生を大声で知らせ、お客様を安全な方向へ誘導する。</li> <li>・避難状況（避難完了、逃げ遅れ等）を指揮者に報告する。</li> </ul>
消 火	火災発見者 消火係等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手近な消火器を火点に集める。</li> <li>・消火器、水バケツなどで消火する。</li> </ul>	

### 地震が発生したとき

地震時の活動は、前記の活動内容によるほか、次のことに注意する。

- ア 指揮担当は建物内外の状況を把握し、必要な情報を全員に周知徹底させるとともに、混乱を防止するために建物内にいる者に適切な指示を行う。
- イ 避難に当たっては、身の安全を確保した後、安全な場所へ避難させる。
- ウ 広域避難場所へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について周知させる。
- エ 地震発生時の初動活動に余力がある場合は、人員、防災資器材等を活用して近隣の消火活動、人命救助活動等を行い、地域住民と協力して地域の安全確保に努める。
- オ ドアを開ける。
- カ 携帯ラジオなどにより防災機関からの情報を収集する。
- キ 避難経路に倒れた物や落下物を取り除く。
- ク 負傷者を救護する。
- ケ 火を使用している器具などの使用を停止する。  
各自の任務分担は、個別に通知するほか、別途掲示する。

### 附 則

この計画は、            年    月    日から実施する。

別表1(表)

## 防火管理維持台帳

防火対象物 名称・所在地				
管 理 関 係	所有者	氏名・住所（法人の場合は、名称・住所・代表者職・氏名）		
	管理権原者	氏名・住所（法人の場合は、名称・勤務先所在地・職・氏名）		
	防火管理者	氏名・住所（法人の場合は、名称・勤務先所在地・職・氏名）		
建 物 概 要	構造様式（階数）	建築面積 m <sup>2</sup>	延面積 m <sup>2</sup>	収容人員 （従業者数）
	合 計	敷地面積 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> 人 （ 人）
電 気 ボ イ ラ ー ・ 危 険 物 概 要	施設別（能力・容量・取扱数量等）		設置（許可・届出）年月日	

別表1（裏）

<p>消 防 用 設 備 等</p>	<p>設備別（種別・数量・設置位置等）</p>	<p>設置（届出）年月日</p>
<p>各 階 平 面 図</p>	<p>(消防用設備等設置位置及び避難経路を図示したもの) * 防災センター等にこれと同等の図面を本消防計画と一括して備える場合は、省略することができる。</p>	
<p>備 考</p>		

## 防火管理業務委託状況表

( 年 月 日現在 )

委託方式		常駐	巡回	遠隔移報	常駐遠隔	巡回遠隔
防火対象物	名称 所在地	TEL ( ) -				
	管理権原者氏名	防火管理者氏名				
受託者 関係 事項	受託者の氏名 住所	氏名(名称) 住所(所在地)				
	* 法人等の場合 名称及び事務所の所在地	担当事務所 TEL ( ) -				
	受託者の行う防火 管理業務の範囲	火気使用箇所の点検等、監視業務 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 火災が発生(発見)した場合の初動措置 初期消火 通報連絡 避難誘導 その他( ) 周囲の可燃物の管理 その他( )				
	受託者の行う防火 管理業務の方法	受託区域				
	常駐場所	TEL ( ) -				
	従事区分	終日	就業中	就業外		
	常駐人員					
	従事時間帯	* * * *				
	巡回	回(名)	回(名)	回(名)		
	要員待機場所			到着所要時間	覚知後 分	
教育担当者 有・無	氏名			職務上の地位		
	資格要件	講習機関				
		修了年月日	年 月 日	修了証番号	第	号



## 火災通報要領

119 番通報例	
指令係員	「はい、119番です。 火事ですか。 救急ですか。」
通報者	「( )」
指令係員	「場所は、どこですか。」
通報者	「( )区( )町( )丁目( )番( )号の ( )です。」
指令係員	「何か目標になるものは、ありますか。」
通報者	「( )の( )側です。」
指令係員	「何階建ての、何階が燃えていますか。」
通報者	「( )階建ての( )の( )階が、燃えています。」
指令係員	「何が、燃えていますか。」
通報者	「( )が燃えています。」
指令係員	「けが人、逃げ遅れた人は、いますか。」
通報者	「逃げ遅れた人が( )人いるようです(わかりません)。」
指令係員	「あなたのお名前と、いまおかけの電話番号は。」
通報者	「( )といいます。 電話番号は( ) - ( )です。」
指令係員	「わかりました すぐに行きます。」

【別図1】平面図



【別図2】付近見取図〔避難経路図〕



【別図1】または【別図2】を必要に応じて作成する